

区長交際費の取扱い基準

18北総総第1397号

平成19年3月9日区長決裁

1 目的

この基準は、区行政の円滑な運営と透明性を確保するため区長及び副区長が交際上必要とする経費が、公正かつ必要最低限のものとなるよう、範囲及び金額等を定めるものとする。

2 支出の相手方

支出の相手方は、区政運営に関係を有する個人又は団体とし、次の区分によるものとする。

- (1) 名誉区民・区政功労等表彰者
- (2) 区政協力者
- (3) 区政協力団体

3 支出項目等

区長交際費の支出項目は次のとおりとし、その基準額は別表のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 慶祝
- (3) 弔慰
- (4) 見舞い
- (5) 賛助

4 情報公開

区長交際費に関する情報は、北区公式ホームページにおいて、件名、相手方の氏名及び金額を公開するものとする。ただし、相手方が個人であり、病氣見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合は、相手方の氏名を非公開とすることができる。

5 その他

区長交際費の支出は、その内容や金額が、常に社会通念上妥当と認められるものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮する必要がある。この基準についても、適正な執行を行うために適宜見直しをするものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成19年3月10日以後の区長交際費の支出について適用する。
- 2 平成19年3月31日までの間は、1目的 中「副区長」とあるのは「助役」とする。

支出項目及び支出基準額

| 項 目 | 基 準 額 |
|-----|--|
| 会 費 | ①会費の額が定められている場合 定められている会費の額 ②会費の額が定められていない場合 1万円以内で、目的、形式、場所等を考慮した額 |
| 慶 祝 | 1万円以内で相当と認められる額 |
| 弔 慰 | 次の①及び②の合計額で ①香典1万円以内の額 ②生花又は花環の額 |
| 見舞い | 1万円以内で相当と認められる額 |
| 賛 助 | 1万円以内で相当と認められる額 |